令和７年３月４日（火曜日）

○出席議員（13名）

議長	七田満男君					7番	恩道正博君				
1番	福島誠一君					8番	北川悦子君				
2番	中村聡君					9番	夷藤満君				
3番	土屋克之君					10番	清水文雄君				
4番	西尾雄次君					11番	中川達君				
5番	磯貝幸博君					12番	南守雄君				
6番	川口正己君										

○説明のため出席した者

町長	生田勇人君	町民福祉部 子育て支援課長	吉田真理子君
総務部長	松井賢志君	町民福祉部 保険年金課長	石垣泰司君
総務部担当部長 （税務担当） 兼税務課長	北野享君	町民福祉部保険年金課担当課長 兼福祉課担当課長 （保健センター所長兼地域包括支援センター所長）	上前久美子君
町民福祉部長	助田有二君	町民福祉部 福祉課長	秋田博之君
町民福祉部担当部長 （住民・子育て支援担当）	中川裕一君	都市整備部 企画課長	奥田隆幸君
都市整備部長	上前浩和君	都市整備部企画課担当課長 （復興推進室長）	法利康博君
都市整備部担当部長 （企画・地域産業振興・復興推進担当）	宮本義治君	都市整備部地域産業振興課長 兼観光振興室長	宮崎重幸君
教育委員会教育部長 兼学校教育課長	上出勝浩君	都市整備部 都市建設課長	渡辺崇君
消防本部消防長	重島康人君	都市整備部 上下水道課長	四月朔日松英君
総務部総務課長	山田卓矢君	都市整備部上下水道課担当課長 （料金・企業会計担当）	舟野裕美君
総務部総務課担当課長 （人事秘書担当）	安下美智子君	会計管理者 兼会計課長	長谷川万里子君
総務部財政課長	北正樹君	教育委員会教育部文化スポーツ課長 兼図書館長兼男女共同参画室長	中村友和君
町民福祉部 住民課長	源多香子君	消防本部消防署長	中本潤君
町民福祉部住民課担当課長 （環境管理室長）	川本静絵君		

○職務のため出席した事務局職員

事　務　局　長　堀　川　竜　一　君　　事　務　局　書　記　中　村　円　香　君

事務局参事兼次長　川　端　誠　矢　君

○議事日程（第１号）

令和７年３月４日　　午後１時開議

日程第１

決定第１号　議席の指定及び変更について

日程第２

会議録署名議員の指名について

日程第３

審議期間の決定について

日程第４

諸般の報告について

日程第５

議案一括上程

議案第１号　専決処分の承認を求めることについて
〔令和６年度内灘町一般会計補正予算（第７号）〕

議案第２号　専決処分の承認を求めることについて
〔令和６年度内灘町一般会計補正予算（第８号）〕

議案第３号　令和６年度内灘町一般会計補正予算（第９号）

議案第４号　令和６年度内灘町国民健康保険特別会計補正予算（第３号）

議案第５号　令和６年度内灘町後期高齢者医療特別会計補正予算（第３号）

議案第６号　令和６年度内灘町介護保険特別会計補正予算（第３号）

議案第７号　令和６年度内灘町水道事業会計補正予算（第３号）

議案第８号　令和６年度内灘町下水道事業会計補正予算（第３号）

議案第９号　令和７年度内灘町一般会計予算

議案第10号　令和７年度内灘町新エネルギー事業特別会計予算

議案第11号　令和７年度内灘町国民健康保険特別会計予算

議案第12号　令和７年度内灘町後期高齢者医療特別会計予算

議案第13号　令和７年度内灘町介護保険特別会計予算

議案第14号　令和７年度内灘町水道事業会計予算

議案第15号　令和７年度内灘町下水道事業会計予算

議案第16号　一般職の職員の給与に関する法律の一部を改正する法律の施行に伴う関係条例の整備に関する条例の制定について

議案第17号　刑法等の一部を改正する法律の施行に伴う関係条例の整理に関する条例の制定について

議案第18号　内灘町行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法

律に基づく個人番号の利用及び特定個人情報の提供に関する条例の一部を改正する条例について
議案第19号　職員の勤務時間、休暇等に関する条例及び職員の育児休業等に関する条例の一部を改正する条例について
議案第20号　特別職の職員で非常勤のものの報酬及び費用弁償に関する条例の一部を改正する条例について
議案第21号　内灘町税条例の一部を改正する条例について
議案第22号　内灘町国民健康保険税条例の一部を改正する条例について
議案第23号　内灘町家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例について
議案第24号　内灘町特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例について
議案第25号　内灘町水道事業の布設工事監督者の配置基準及び資格基準並びに水道技術管理者の資格基準に関する条例の一部を改正する条例について
議案第26号　内灘町公共下水道条例の一部を改正する条例について
議案第27号　農地・農業用施設災害復旧事業に関する基本協定の変更について
議案第28号　内灘町災害復興計画（まちづくり計画）の策定について
議案第29号　第３期内灘町子ども・子育て支援事業計画の策定について
議案第30号　町道路線の認定について
議案第31号　町道路線の変更について
提案理由の説明

○再開・開議

午後１時00分再開

○議長【七田満男君】　傍聴席の皆様には、本会議の傍聴にお越しをいただき誠にありがとうございます。

本会議場におきましては、携帯電話を鳴らすことのないよう、ご協力願います。また、撮影や録音はご遠慮くださいますよう、お願い申し上げます。

ただいまの出席議員は13名であります。よって、会議の定足数に達しておりますので、これより令和６年内灘町議会定例会を再開し、直ちに令和７年内灘町議会３月会議を開きます。

○議席の指定及び変更について

○議長【七田満男君】　日程第１、決定第１号議席の指定及び一部変更を行います。

会議規則第４条第１項の規定により、ただいまの着席のとおり、福島誠一議員を議席１番に指定し、中村聡議員を議席２番に、土屋克之議員を議席３番に、西尾雄次議員を議席４番に、磯貝幸博議員を議席５番に、川口正己議員を議席６番に、それぞれ変更したいと思います。これにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長【七田満男君】　ご異議なしと認めます。よって、ただいまの着席のとおり、議席を指定及び変更することに決定いたしました。

○会議録署名議員の指名

○議長【七田満男君】　日程第２、会議録署名議員の指名を行います。

会議録署名議員は、会議規則第120条の規定により、議長において、11番中川達議員、

12番南守雄議員を指名いたします。

◆◆◆◆◆◆◆◆◆◆◆◆◆◆◆◆◆◆◆◆◆◆◆◆◆◆

○審議期間の決定

○議長【七田満男君】　日程第３、審議期間の決定についてを議題といたします。

お諮りいたします。今３月会議の審議期間は、本日から３月18日までの15日間にいたしたいと思います。これにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長【七田満男君】　ご異議なしと認めます。よって、今３月会議の審議期間は、本日から３月18日までの15日間に決定いたしました。

なお、会議予定につきましては、お手元に配付いたしました案のとおりでありますので、ご了承願います。

◆◆◆◆◆◆◆◆◆◆◆◆◆◆◆◆◆◆◆◆◆◆◆◆◆◆

○諸般の報告

○議長【七田満男君】　日程第４、諸般の報告を行います。

まず、今３月会議に説明のため説明員として出席するよう地方自治法第121条の規定により要求いたしたところ、説明のため出席をしている者の職、氏名は、別紙説明員一覧表としてお手元に配付いたしておきましたので、ご了承願います。

なお、桐山一人教育長より、本日の会議を欠席する旨の届出がありました。写しをお手元に配付しておきましたので、ご了承願います。

次に、去る１月20日、福島誠一議員を、委員会条例第７条第２項の規定により、議長において、文教福祉常任委員会委員、図書館対策特別委員会委員及び令和６年能登半島地震災害復興対策特別委員会委員に選任したことを報告いたします。

次に、監査委員から令和６年11月分、12月分、令和７年１月分の例月出納検査結果及び財政援助団体等に対する監査の結果の報告がありました。写しをお手元に配付しておきましたので、ご了承願います。

◆◆◆◆◆◆◆◆◆◆◆◆◆◆◆◆◆◆◆◆◆◆◆◆◆◆

○議案一括上程

○議長【七田満男君】　日程第５、議案第１号専決処分の承認を求めることについて〔令和６年度内灘町一般会計補正予算（第７号）〕から議案第31号町道路線の変更についてまでの31議案を一括して議題といたします。

なお、今３月会議に提出された議案につきましては、お手元に配付してあります議事日程（第１号）に記載のとおりでありますので、ご了承願います。

◆◆◆◆◆◆◆◆◆◆◆◆◆◆◆◆◆◆◆◆◆◆◆◆◆◆

○提案理由の説明

○議長【七田満男君】　提出議案に関し、これより町長から提案理由の説明を求めます。生田勇人町長。

〔町長　生田勇人君　登壇〕

○町長【生田勇人君】　本日ここに、令和７年内灘町議会３月会議が開催されるに当たり、町政運営に関する私の所信の一端と、本会議に提出しております議案の提案理由並びにその概要についてご説明申し上げます。議員各位並びに町民の皆様のご理解とご協力を賜りたいと存じます。

提案理由の説明に先立ち、一言申し上げたいと存じます。

私はこのたび、町民の皆様からのご信任を賜り、先月11日に内灘町長に就任いたしました。

これまで17年余りにわたり内灘町議会議員として町政に携わり、共によりよいまちづくりを目指し取り組んでまいりましたが、昨年の９月会議においてこの議場で皆様にお約束いたしましたとおり、議員の職を辞し、内灘町の再建、そしてさらなる発展のため、熱い議論を交わせる立場でこの場に戻ってまいりました。

これからは、内灘町長として新たな重責を担い、皆様に信頼される町政を築くため、全

力を尽くしてまいる覚悟であり、皆様にはご支援、ご鞭撻を賜りますようお願い申し上げます。

初めに、私の町政運営に際しての基本的な考えを述べさせていただきます。

私は、まちづくりの基本理念として３つの柱を掲げ、内灘町の未来を創造してまいります。

まず、１つ目の柱は、「早期の復旧・復興」でございます。

昨年、本町を襲った能登半島地震は、我々内灘町民にとって、かつて経験したことのない大きな試練となりました。

その影響は今もなお続いており、長引く避難生活の中で心身へのご負担が重なり、お亡くなりになられた方もおいでになられます。ここに改めてご冥福をお祈り申し上げますとともに、被災された全ての方々に対し、心よりお見舞いを申し上げます。

私は、発災後、直ちに被災地に足を運び、被害の状況を自らの目で隅々まで見て回り、被災された方々の声を直接伺ってまいりました。地域の皆様がお互い助け合いながら応急復旧に取り組む姿に改めて強い絆を感じ、深く感銘を受ける一方で、非常に多くの方々が今後の生活再建への不安を抱えておられることを目の当たりにし、復旧・復興を最優先の課題として早期に取り組む必要があることを痛感いたしました。

全国的にも類を見ない、広範囲での側方流動を伴う液状化被害を受けた本町の復旧・復興に向けては、被災者お一人お一人にしっかりと寄り添い、不安の解消に取り組むことが何よりも重要であると考えております。

そのため、町組織体制の見直しや相談窓口の充実を図るほか、定期的に住民説明会を開催するなど、被災された方々が安心できる支援体制の強化を目指してまいります。

また、町民の皆様が将来にわたって希望を持っていただけるよう、災害復興計画を早期に示し、迅速かつ着実な復旧・復興を進めてまいります。

当面の目標としましては、まず被害を受けた町道の仮復旧を令和７年度中に完了させ、さらに、住まいの再建のための用地取得を含め、かつての暮らしを取り戻せるよう災害公営住宅の早期建設を目指し、積極的に取り組んでまいります。

これらの復旧・復興事業を進める上では、国や県との連携が必要不可欠であり、これまで以上に国や県との緊密な連携体制を確立するとともに、被災地区の協議会には私自身も直接赴き、住民の方々と対話を重ね意思疎通を図りながら、一日も早い復旧・復興の実現に向け、全力を尽くしてまいります。

２つ目の柱は、「人口減少対策」でございます。

本町におきましては、2016年以降、人口減少が続いており、人口減少対策は喫緊の課題であります。また、少子・高齢化が進む中、震災の影響でやむを得ず町を離れた方々も多数おいでになられます。

今後、さらなる子育て支援や高齢者福祉の向上を図るなど、町独自の魅力ある施策を実施し、被災されました皆様が「ふるさと回帰」の希望を持てるまちづくりを推進することで人口流出の抑制を図り、地域の存続と伝統文化の継承を図ってまいります。

また、老朽化が進む公共施設につきましても、時代のニーズに対応した施設へ計画的に更新し、町民の皆様の利便性向上を図るとともに、子育て世代から高齢者、障害者、全ての方々への住民福祉サービスの向上により地域の魅力を高め、定住の促進につなげてまいります。

そして、限られた町の財源の中でこれらの施策を充実させるためには、行財政改革の推進が必要不可欠であると考えております。これまでの各種事務事業の評価、見直しを徹底的に行うとともに、私自ら先頭に立って身を

切る覚悟であり、公約に掲げた報酬、退職金の減額など、積極的な行財政改革に取り組んでまいります。

３つ目の柱は、「対話による新しいまちづくり」でございます。

町政運営の基本は町民の皆様との対話にあると考えており、意見交換を積極的に行い、共に築くまちづくりを目指します。

具体的には、地区ごとのタウンミーティングを開催し、町民の皆様の声を直接お聞きしながら各種政策に反映させるとともに、地域が抱える様々な課題を共有し、魅力を掘り起こすことで、新しいまちづくりにつなげてまいります。

また、町の各種計画は、策定の途中段階にあっても町民の皆様に積極的に情報提供を行い、透明性を高めるとともに、議員の皆様とも十分な協議を重ね、町民の意見を反映させた形で計画の策定を進めてまいります。

私の座右の銘は「衆人皆師」でございます。自分以外の全ての人を師と仰ぎ、出会った全ての方々から学びを得るというこの言葉を忘れることなく、対話を基盤とした町政運営により、町民の皆様とともに歩む持続可能なまちづくりを実現してまいります。

以上が私のまちづくりの基本理念でございます。「早期の復旧・復興」「人口減少対策」「対話による新しいまちづくり」の３つの柱の下、内灘町が心一つに、本年を「復旧・復興元年」、そして「新しいまちづくり元年」とするべく、今後も現場主義を貫き、町民の皆様の声をしっかりと受け止めながら、内灘の未来を皆様とともにつくっていく町政運営を推進してまいる所存でございます。

それでは、ただいまから提出議案の提案理由をご説明申し上げます。

議案第１号　専決処分の承認を求めることにつきましては、国の住民税非課税世帯支援給付金を支給するため、地方自治法第179条第１項の規定に基づき、昨年12月27日に専決処分した令和６年度内灘町一般会計補正予算（第７号）について、議会に報告し、承認を求めるものでございます。

議案第２号　専決処分の承認を求めることにつきましては、先月の大雪に伴う除雪対応のため、地方自治法第179条第１項の規定に基づき、２月４日に専決処分した令和６年度内灘町一般会計補正予算（第８号）について、議会に報告し、承認を求めるものでございます。

議案第３号　令和６年度内灘町一般会計補正予算（第９号）につきましては、歳入歳出それぞれ15億7,130万円を減額し、歳入歳出予算の総額を177億7,540万円とするほか、地方債及び繰越明許費の補正を計上するものでございます。

歳出の主な内容といたしましては、消雪施設整備工事の実施に伴う除雪対策費の増額補正のほか、サービス利用者の増加に伴う障害者自立支援給付費の増額補正などでございます。また、各種事務事業の確定及び完了見込みによる不用額の精算などを計上しております。

歳入では、国・県支出金や寄附金などの収入見込みに伴う所要の補正を計上いたしました。このほか、普通交付税の追加交付に伴う増額補正などを計上しております。

議案第４号　令和６年度内灘町国民健康保険特別会計補正予算（第３号）及び**議案第５号**　令和６年度内灘町後期高齢者医療特別会計補正予算（第３号）、以上２議案につきましては、事務事業の確定及び完了見込みによる不用額の精算などでございます。

議案第６号　令和６年度内灘町介護保険特別会計補正予算（第３号）につきましては、保険給付費の増加に伴う所要の補正のほか、事務事業の確定及び完了見込みによる不用額の精算などでございます。

議案第７号　令和６年度内灘町水道事業会計補正予算（第３号）及び**議案第８号**　令和

６年度内灘町下水道事業会計補正予算（第３号）、以上２議案につきましては、国の災害査定に基づく国庫補助金の増額補正及び、一般会計補助金の減額補正のほか、事業の確定及び完了見込みによる不用額の精算などでございます。

議案第９号から**議案第15号**までの７件につきましては、令和７年度における一般会計、特別会計及び事業会計に係る当初予算でございます。

令和７年度当初予算は、一般会計につきましては、歳入歳出それぞれ137億3,400万円とするものでございます。

また、特別会計につきましては、予算総額を歳入歳出それぞれ51億940万円とし、一般会計、特別会計を合わせた予算総額は188億4,340万円といたしました。

次に、事業会計でございますが、水道事業及び下水道事業会計の予算総額は30億4,950万円としております。

当初予算の詳細につきましては、予算書をご参照の上ご審議賜りますようお願い申し上げます。

令和７年度の当初予算につきましては、本年１月の町長選挙の関係で、新規施策や臨時的、政策的な事業の予算計上を見合わせ、義務的経費や災害支援など町民生活に密接した事業等を主体とする骨格予算として編成いたしました。

なお、政策関連予算は、新年度の補正予算で対応するため、現在、検討を進めております。

今後、改めて議会に補正予算案を提出させていただきますので、議員の皆様には、より一層のご支援とご鞭撻を賜りたいと存じます。

続きまして、その他の議案につきましてご説明申し上げます。

議案第16号　一般職の職員の給与に関する法律の一部を改正する法律の施行に伴う関係条例の整備に関する条例の制定につきましては、人事院勧告に基づく上位法令の改正に伴い、給料表及び地域手当等の改定を受け、関係条例において所要の改正を行うものでございます。

議案第17号　刑法等の一部を改正する法律の施行に伴う関係条例の整理に関する条例の制定につきましては、刑法等の改正に伴い、関係条例において文言の整理など所要の改正を行うものでございます。

議案第18号　内灘町行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律に基づく個人番号の利用及び特定個人情報の提供に関する条例の一部を改正する条例につきましては、上位法令の改正に伴い、引用条項を改めるものでございます。

議案第19号　職員の勤務時間、休暇等に関する条例及び職員の育児休業等に関する条例の一部を改正する条例につきましては、上位法令の改正に伴い、所定外労働の制限に関する要件の拡大などを受け、関係条例において所要の改正を行うものでございます。

議案第20号　特別職の職員で非常勤のものの報酬及び費用弁償に関する条例の一部を改正する条例につきましては、教育委員会委員の報酬について、近隣市町と同水準に引き上げる改正を行うものでございます。

議案第21号　内灘町税条例の一部を改正する条例につきましては、令和７年度の固定資産税、都市計画税の納期変更に関する改正を行うほか、行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律の改正に伴い、引用条項を改めるものでございます。

議案第22号　内灘町国民健康保険税条例の一部を改正する条例につきましては、国民健康保険特別会計の収支健全化及び制度の安定的な運営を図るため、国民健康保険税率の引上げなど、所要の改正を行うものでございます。

議案第23号　内灘町家庭的保育事業等の設

備及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例につきましては、上位法令の改正に伴い、保育士、保育従事者の配置基準の見直しなど、所要の改正を行うものでございます。

議案第24号　内灘町特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例につきましては、上位法令の改正に伴い、引用条項を改めるなど、所要の改正を行うものでございます。

議案第25号　内灘町水道事業の布設工事監督者の配置基準及び資格基準並びに水道技術管理者の資格基準に関する条例の一部を改正する条例につきましては、水道法施行令等の改正に伴い、布設工事監督者及び水道技術管理者に係る資格要件の改正を行うものでございます。

議案第26号　内灘町公共下水道条例の一部を改正する条例につきましては、国が示す標準下水道条例の改正に伴い、排水設備等工事業者の指定基準を緩和するなど、所要の改正を行うものでございます。

議案第27号　農地・農業用施設災害復旧事業に関する基本協定の変更につきましては、協定金額を変更するものでございます。

議案第28号　内灘町災害復興計画（まちづくり計画）の策定につきましては、基本計画で位置づけた取組を整理し、具体的な施策を示す内灘町災害復興計画（まちづくり計画）について、議会の議決を求めるものでございます。

議案第29号　第３期内灘町子ども・子育て支援事業計画の策定につきましては、現在の第２期計画が今年度末で期間満了となることから、第３期内灘町子ども・子育て支援事業計画について、議会の議決を求めるものでございます。

議案第30号　町道路線の認定につきましては、室地区ほ場整備事業及び向粟崎１丁目地内宅地造成事業により道路が整備されたため、西荒屋室54号線ほか９路線の認定について、議会の議決を求めるものでございます。

議案第31号　町道路線の変更につきましては、室地区ほ場整備事業に伴い、西荒屋室29号線の終点を変更するため、議会の議決を求めるものでございます。

以上、令和７年度に臨む私の所信と、今回提出いたしました議案についての提案理由並びにその概要でございます。

何とぞ慎重にご審議いただき、適切なるご決議を賜りますようお願い申し上げまして、私の説明を終わります。

ご清聴ありがとうございました。

○議長【七田満男君】　提案理由の説明は終わりました。

○散　　会

○議長【七田満男君】　以上で本日の日程は終了いたしました。

お諮りいたします。明日５日は、議案調査のため休会にいたしたいと思います。これにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長【七田満男君】　ご異議なしと認めます。よって、明日５日は休会とすることに決定いたしました。

次回の本会議は６日午前10時から開き、提出議案に対する質疑、委員会付託並びに町政に対する一般質問を行います。

本日はこれにて散会いたします。

ご苦労さまでした。

午後１時29分散会